

# 徹底したリスク管理と法令等遵守で 皆様の信頼にお応えします。

## 法令等遵守態勢等を含めたリスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化かつ多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。

当金庫では、統合的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置しているほか、統括部門として法務・リスク管理部門を設け、リスク管理体制の強化・充実に努めております。

また、リスク等の管理態勢は金融庁の金融検査マニュアルで求められる11のカテゴリーについて、より強固な管理態勢を目指す方針としております。

### 1.経営管理態勢

経営管理態勢とは、金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図るため適切な経営管理（ガバナンス）のもと、金庫業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うものであります。

以上のことを踏まえ当金庫では、以下に掲げる各管理態勢の徹底と適切性の確保に努め経営管理を行っております。

### 2.金融円滑化管理態勢

金融円滑化管理態勢とは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づき、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するための態勢整備と、業務の適正な運営を図るものであります。このため、当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、お客様から新規融資のほか、特に貸付条件の変更等を求められた場合は、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けた柔軟な対応に努めております。

### 3.法令等遵守態勢

法令等遵守とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その社会的機能から公共性を求められており、高い倫理観と遵法精神を重視した経営が社会から望まれています。このため当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題として位置付け、その維持、向上に資するため、企業の行動指針を定めた「コンプライアンス基本方針（遠軽信用金庫行動綱領）」のほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の構築に努めております。

### 4.顧客保護等管理態勢

顧客保護等とは、お客様に対する適切かつ十分な説明のほか、相談、苦情等への適切な対応、お客様の情報の適切な管理、外部委託業務の的確性の確保など、お客様の情報やお客様への適切な対応等を確保することです。当金庫では、顧客保護等管理方針を制定し、顧客保護等管理態勢の厳正化に努めております。また、営業店窓口や、お客様の声（ハガキ）及びお客様相談センターにおいて受けた、お客様からの苦情、ご意見、ご要望については、適切な対応に努めるほか、苦情等の事例は、定期的にコンプライアンス委員会において原因を分析するほか、再発防止策を検討のうえ経営陣へ報告する体制としております。

### 5.自己資本管理態勢

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。当金庫では、自己資本管理方針を定め、自己資本計画の立案、自己資本比率の算定のほか、管理対象リスクに対する資本配賦運営等を行うものとし、配賦限度額の範囲内でのリスク制御により健全性と収益性の確保を図る体制としております。

### 6.資産査定管理態勢

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、お客様の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであります。当金庫では、信用リスクを管理するため、資産査定を実施する担当部門を設置し、年2回の自己査定により資産の査定を行い、債権等の将来の予想損失額等を見積もり、適正な償却・引当を行っております。

### 7.統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。当金庫では、統合的リスク管理方針のもと、信用リスク、市場リスク（バンキング勘定の金利リスク）及びオペレーショナル・リスクについてリスク量を計測し、そのリスクが顕在化した場合の自己資本に与える影響度合などを分析・評価するとともに、定期的にリスク管理委員会において検討のうえ、経営陣へ報告する体制としております。

### 8.信用リスク管理態勢

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、与信集中リスクを回避するための大口資金規制のほか、特定資金の貸付についてその限度額等を定め管理しております。また、貸出資産の健全性を確保するため、融資審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっております。

### 9.市場リスク管理態勢

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。当金庫では、安定かつ効率的な資金の調達・運用を図るためALM委員会を設置し、資産・負債を総合的に管理するとともに、適切な収益の確保に努めております。

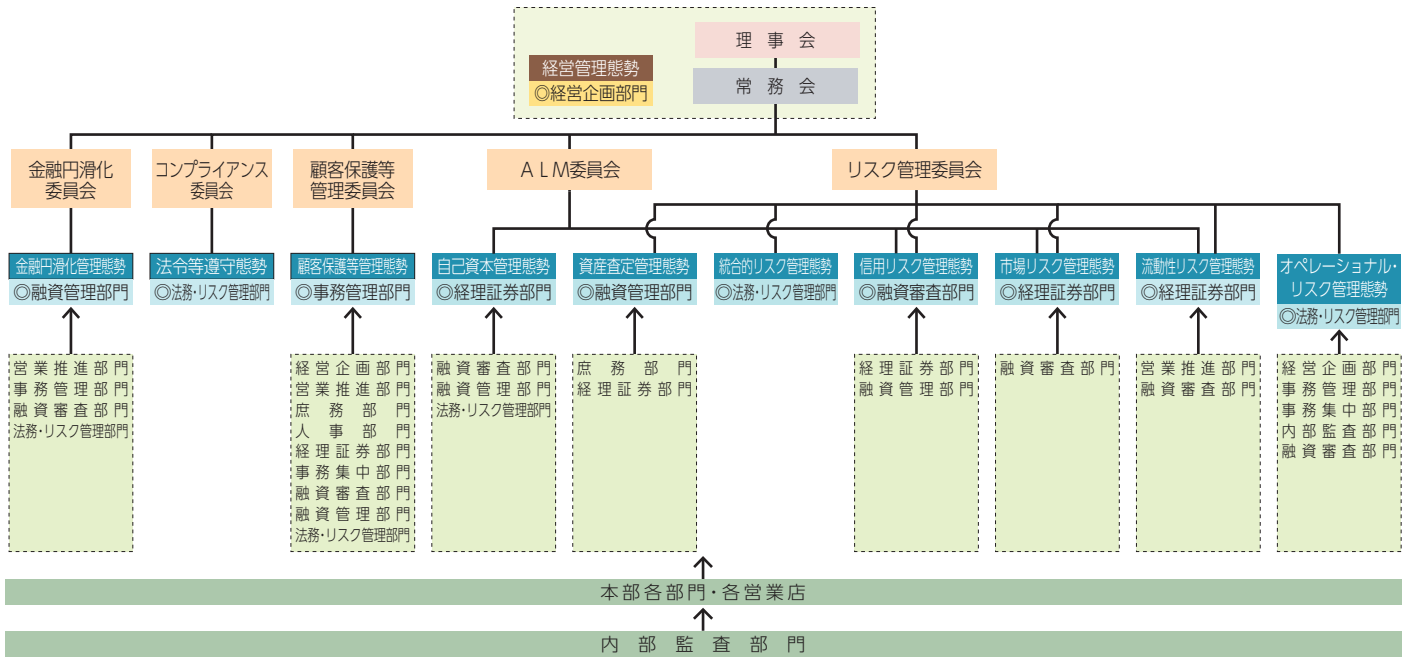
### 10.流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、若しくは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達及び運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制の充実に努めております。

### 11.オペレーショナル・リスク管理態勢

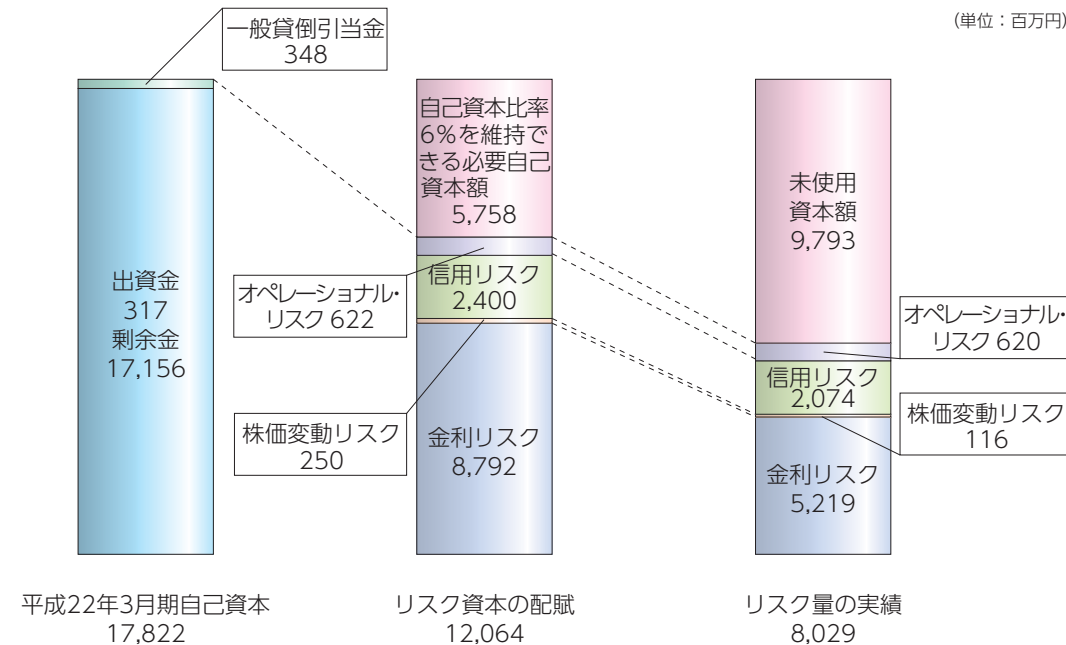
オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはコンピュータ・システムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク及び風評リスクを管理対象リスクとし、態勢整備を図っております。

◆法令等遵守態勢等を含めたリスク管理体系図



- 管理態勢ごとに次のとおり担当理事及び統括部門並びに担当部門を定めております。
- 1. 担当理事:各管理態勢の統括部門が属する各グループを担当する常勤理事
- 2. 統括部門:各管理態勢の下部に表記する◎印の部門
- 3. 担当部門:各管理態勢の下表に表記する部門

◆統合的リスク管理態勢に基づいたリスク量の管理状況(平成22年度のリスク資本配賦とリスク量の実績)



※ 平成22年度のリスク資本配賦額は、前期末の自己資本178億円から自己資本比率6%を維持できる必要自己資本額57億円を差し引いた120億円を配賦しました。  
平成23年3月末のリスク量を計測した結果、統合的リスク量の合計は、80億円となり、そのすべてのリスクが顕在化した場合においても、未使用資本額97億円以上となることから、健全性は十分確保されています。

<リスク量計算方法>

信用リスク、金利リスク、株価変動リスク及びオペレーショナル・リスクについて、次の一定条件のもとでリスク量を算出しております。

管理対象リスク	算出方法	信頼区間	保有期間
信用リスク	シミュレーション回数3万回のモンテカルロシミュレーションにより算出しています。	99%	1年
金利リスク	観測期間5年の分散共分散方式により算出しています。	99%	1年 (有価証券については6か月)
株価変動リスク	観測期間5年の分散共分散方式により算出しています。	99%	6か月
オペレーショナル・リスク	1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値としています。(バーゼルII基礎的手法)		